

新開発食品調査部会における調査会の設置について

平成21年10月26日

消費者委員会

新開発食品調査部会長決定

最終改正

平成29年10月20日

新開発食品調査部会において、特別の用途に適する旨の表示（以下、「特別用途表示」という。）の許可に関する調査審議を行うにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

新開発食品評価第一調査会

2. 設置の理由

新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第四条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

腎・血圧、代謝、内分泌、消化吸収、免疫等の事項について、特別用途表示の許可に関する調査審議を行う。